

鳥取県告示第 228 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定するので、同条第 4 項の規定により告示する。

平成 20 年 4 月 4 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 (1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

琴浦町

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(3) 土砂災害警戒区域の名称

精進川（Ⅰ－2－24－25－7）、上山川谷川（Ⅰ－2－24－25－8）、朝付場谷川（Ⅰ－2－24－25－11）、宮谷川（Ⅰ－2－24－25－12）、上郷谷川（Ⅱ－2－22－24－10）、下原谷川（Ⅱ－2－22－24－11）、上原谷川（Ⅱ－2－22－24－12）、下木地谷川（Ⅱ－2－24－25－2）、山川木地下谷川（Ⅱ－2－24－25－3）、大父北谷川（Ⅱ－2－24－25－4）、下大父北谷川（Ⅱ－2－24－25－5）、上大父北谷川（Ⅱ－2－24－25－6）、大父谷川（Ⅱ－2－24－25－7）、大父南谷川（Ⅱ－2－24－25－8）

(4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおり。

2 (1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

琴浦町

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(3) 土砂災害警戒区域の名称

平田ヶ平地区（Ⅰ－856）、山川 1 地区（Ⅰ－857）、山川 2 地区（Ⅰ－858）、山川 3 地区（Ⅰ－1423）、八橋 12 地区（Ⅰ－1556）、八橋 13 地区（Ⅰ－1566）、大父地区（Ⅱ－2851）、大父 2 地区（Ⅱ－2852）、大父 3 地区（Ⅱ－2853）

(4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおり。

（「次の図」は省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び中部総合事務所県土整備局並びに琴浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）